

## 公営企業管理者交際費支出基準

### (目的)

第1条 この基準は、公営企業管理者交際費（以下「管理者交際費」という。）について、支出の公正及び公平を図り透明性を確保することを目的とする。

### (区分及び支出範囲等)

第2条 管理者交際費の区分及び支出の範囲等は、次の各号に掲げるとおりとし、別表に定める基準により支出するものとする。

- (1) 祝金 各種団体の記念式典や行事等に出席した場合に支出する。ただし、飲食を伴わない総会等への出席についてはこの限りでない。
- (2) 会費 飲食を伴う会合等に出席した場合に支出する。
- (3) 土産 円滑な行政運営に係る土産代として支出する。
- (4) 香料 葬儀に係る香典として支出する。
- (5) 見舞 病気等で30日以上入院した場合に支出する。
- (6) その他 行政執行上、必要に応じて対応する。

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事、政治的行事等に対しては支出しない。

### (公表)

第3条 この基準により支出した管理者交際費は、毎月の支出状況を市のホームページにより公表するものとする。

### (その他)

第4条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

### 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分 | 支出の範囲   | 金額               |
|----|---|------------------|
| 祝金 | 記念式典や各種行事等  | 5,000円           |
| 会費 | 1. 飲食を伴う会合等<br>※会費が明示されている場合は、明示された額<br>2. 1に該当するもので宿泊を伴うもの                     | 会費相当額<br>15,000円 |
| 土産 | 円滑な行政運営に係る土産代等  | 社会通念上妥当な額        |
| 香料 | 1. 市長、副市長、教育長、議員<br>2. 非常勤特別職職員<br>3. 以前の常勤特別職、教育長、議員<br>4. その他、公営企業管理者が必要と認める者 | 5,000円           |
| 見舞 | 1. 市長、副市長、教育長、議員<br>2. 非常勤特別職職員<br>3. その他、公営企業管理者が必要と認める者                       | 5,000円           |

※その他 行政執行上、必要に応じて対応する。